

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業における
都住宅補助に際し大田区が事業者を求める基準

	項 目	基 準
1	区民枠の設定	管理開始時(入居可能な時点)の入居者は、すべて大田区民(3か月以上在住)とすること。ただし、管理開始後3か月以上空き家の場合は、入居者の6割以上を大田区民とすること。
2	防火・防災対策	入居者を対象とした避難訓練の実施、地域での防災訓練への参加及び各居室等へのスプリンクラーの設置等に努め、入居者の安全を確保すること。
3	地域との連携	地域行事等に積極的に参加するとともに、入居者に対し自治会・町会に加入するよう促すこと。
4	近隣対応	建設に際しては、誠意を持って近隣住民に説明を行うこと。
5	専用部分の床面積	車椅子を利用して生活する場合の居室面積は、原則として40㎡(食堂、浴室等を共同で利用する場合は33㎡)以上とすること。
6	区との連携	区の高齢者福祉施策に基づく実態把握や事業の実施に協力すること。住宅の運営状況等について区から説明又は書類の提出を求められた場合は、速やかに対応すること。

注) 専用部分の床面積は、既存建物を改修する場合も同様とします。